

予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算

支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 若者向け消費者教育教材制作事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 消費生活安全係 電話番号：058-272-1111(内3018)

E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,504 千円 (前年度予算額： 2,897 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,897	2,897	0	0	0	0	0	0	0
要求額	3,504	3,504	0	0	0	0	0	0	0
決定額									

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・県では令和2年3月改正の「岐阜県消費者施策推進指針」に基づき、消費者教育を幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に実施していくため、若者向けの消費者教育の充実に取り組んでいる。
- ・成年年齢を20歳から18歳に引下げる改正民法が令和4年4月に施行されたことにより、若年層の消費者被害の拡大が懸念される。
- ・若年者が消費者トラブルに巻き込まれることを防ぐため、人生の早い段階から、ライフステージに応じて、消費生活に関する基礎知識、消費生活相談の事例や対処方法などを身に着ける必要がある。

(2) 事業内容

- 中学校向け消費者教育教材の制作
 - ・若者が巻き込まれやすい消費者トラブルの事例とその対処方法を中心とした消費者教育用の副読本を作成し、県内の中学校等に配布する。
 - ・消費生活相談窓口の周知のため、消費者啓発物品を作成し、県内の中学校等に配布する。
- 消費者トラブル体験型教材の制作
 - ・若年者に多いインターネット利用上のトラブルを疑似体験し、被害に遭わないための注意点や対処方法を学ぶことができるデジタル教材を作成する。
- 若者向け消費者教育教材の購入
 - ・県内の大学や事業所等の若年者向け消費生活出前講座等に活用できる教材を購入する。

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・国負担10/10（地方消費者行政強化交付金推進事業）

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
消耗品費	300	若年者向け啓発資材の購入
委託料	3,204	啓発物品作成・配布、バス広告掲示
合計	3,504	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- 【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】 2 健やかで安らかな地域づくり
- (2) 安らかに暮らせる地域
- 3 犯罪・交通事故防止の推進
- 【岐阜県消費者施策推進指針】 1 消費者教育・啓発

(2) 国・他県の状況

- ・消費者教育推進法の施行（平成24年12月）を受け、国及び他県においても消費者教育を推進

(3) 後年度の財政負担

- ・事業の継続性について必要な検討を実施する。

(4) 事業主体及びその妥当性

- ・若者の消費者被害の未然防止を図り、安心して生活できる地域をつくるため、県が主体となって事業を実施することが重要である。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

若年者の消費者被害拡大を防ぐため、若者が巻き込まれやすい悪質商法の手口や対処方法、相談窓口等を学んでもらうことが必要である。

若者向け消費者教育教材の活用を通じて、契約や金融の基本的知識と生涯を見通した生活設計能力を身につける機会を提供する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	R2年度 実績	R3年度 実績	R4年度 目標	R5年度 目標	終期目標 (R6)	達成率
						達成率
①消費生活に関する講座の小・中・高・大学生の参加者数（累計）	2,185	8,067	10,800	14,400	18,000	44.8%

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

令和2年度	消費生活出前講座等の機会に、若者向けの消費者教育教材を配布し、効果的な講座を実施することができた。また、消費者教育副読本「おっと！落とし穴中学校版」を作成し、県内中学生等に配布し、若者の消費者被害の防止を図ることができた。
	指標① 目標：3,600人 実績：2,185人 達成率：60.7%
令和3年度	大学入学時ガイダンス、出前講座等の機会に、若者向けの消費者教育教材を配布した。また、消費者教育副読本「おっと！落とし穴中学校版」及び啓発物品（消しゴム）を作成し、令和3年9月に県内中学生等に配布し、中学校の家庭科や社会科等の授業で活用してもらうことで消費者教育の強化を図ることができた。
	指標① 目標：7,200人 実績：8,067人 達成率：112.0%
令和4年度	令和6年度当初予算にて追加
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない 	
(評価) 3	令和2年3月改定の「岐阜県消費者施策推進指針」に基づき、成年年齢引下げに対応した消費者教育の強化が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない 	
(評価) 2	消費者トラブルの事例と対処方法を理解し、トラブルに巻き込まれることを防ぐとともに、困った時の相談先を啓発することで、問題を早期に解決することが可能となる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている 	
(評価) 2	出前講座、大学入学時ガイダンス等の機会に配布するなどして、若者に効率的に配布することができている。副読本は、中学生が自宅等でも気軽に学習できるように重点事項に絞って作成した。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 今後も、悪質商法の手口が多様化していくと思われるため、最新の情報を盛り込んだ教材を作成していく必要がある。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 若者の消費者トラブルは依然として後を絶たないことから、引き続き消費者教育の充実に取り組んでいく。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせる理由 や期待する効果 など	